

障企発0129第2号
平成27年1月29日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

聴覚障害に係る指定医の専門性の向上について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する医師の指定については、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日障発第1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により実施されているところであるが、聴覚障害に係る法第15条第1項の医師の指定に当たっての留意事項を下記のとおり定め、平成27年4月1日から適用することとしたので、遺憾なきよう願いたい。

なお、平成27年3月31日までに指定のあったものについては、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

記

1. 聴覚障害に係る法第15条第1項に規定する医師については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医（以下「専門医」という。）を指定すること。
2. 地域の実情等により専門医ではない耳鼻咽喉科の医師又は耳鼻咽喉科以外の医師を指定する場合は、聴力測定技術等に関する講習会の受講を推奨するなど専門性の向上に努めること。